

2011年6月28日

大分大学学長  
羽野 忠 殿

大分大学教職員組合  
委員長 石井まこと



## エアコン使用についての申し入れ

今月に法人から出された「スーパークールビズの実施について（通知）」において、「極力冷房運転を控えるとともに、クーラー使用時は室温28度を徹底することとする」とありますが、2007年9月の団体交渉においても確認している通り、教職員の健康管理上の配慮という観点から、エアコンの使用については、一律の期間設定や職場ごとの指導・管理によらず、温度・湿度による柔軟な運用になるよう申し入れます。

なお、「事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針」（平成4年7月1日労働省告示第59号）では、労働安全衛生法にもとづいて、「作業環境を快適な状態に維持管理するための措置」として、「屋内作業場においては、作業の態様、季節等に応じて温度、湿度等の温熱条件を適切な状態に保つこと」と明記されていることを申し添えます。